

日本放送協会における関連団体の事業運営の状況について

1 検査の背景及び実施状況

(1) 参議院からの検査の要請の内容

ア 検査の対象

日本放送協会

イ 検査の内容

日本放送協会における関連団体の事業運営の状況に関する次の各事項

- ① 関連団体との取引の状況
- ② 関連団体の剰余金及び日本放送協会に対する配当の状況
- ③ 関連団体の不適正経理の再発防止に向けた指導・監督の状況

(2) 検査の着眼点

本院は、日本放送協会(協会)における関連団体の事業運営の状況に関する各事項について、① 関連団体との契約について競争性のある契約方式への移行は十分に行われているか、業務委託の必要性は十分に検討されているか、委託業務に係る実績原価の検証は適切に行われているか、その結果は十分に活用されているか、関連団体への業務委託費の算定に適用する管理費率(管理費を算定するために業務委託原価に乗ずる率)は適切なものとなっているか、協会所有の番組等の二次使用等に伴う関連団体からの副次収入の算定方法の検証は適切に行われているか、関係規程類は適切に整備されているか、② 関連団体の利益剰余金を適正な規模とするための協会の指導・監督は適切に行われているか、原則として当期純利益の中から要請する普通配当及び経営状況等を考慮するなどして同配当に加えて要請する特例的な配当(特例配当)の額はどのように算定されているか、③ 協会による関連団体における経理適正化策に関する指導・監督は協会及び関連団体においてこれまで講じられてきた経理適正化策を踏まえるなどして適切に行われているか、協会による関連団体における体制整備に関する指導・監督は不適正経理の防止に向けた内部監査部局等が適切に整備されてその機能が確保されるよう適切に行われているか、協会による関連団体に対する指導・監督の一環として行われる調査は関係規程等を遵守して適切な方法によって行われているかなどの点に着眼して検査した。

2 検査の結果

(1) 関連団体との取引の状況

ア 協会における契約の状況

関連団体との契約に占める競争性のない随意契約の割合は、平成26年度以降増加していて、27年度は件数で83.2%、金額で92.7%となっている。また、27年度の随意契約の中にも、競争性のある契約への移行が可能なものが見受けられる。

イ 関連団体への業務委託等の状況

関連団体との随意契約における出向者の削減状況をみると、25年度で70件中3件、26年度で93件中4件、27年度で17件中3件、計10件については出向者が減少していたが、委託費の削減を目的として出向者の割合を減少させているものはなかった。また、委託業務に従事する要員の構成をみたところ、出向者のみを要員としているものが、25年度で293件中4件、26年度で344件中2件、27年度で284件中3件、計9件見受けられた。

27年度の実績原価調査21件の結果をみると、売上高に占める売上総利益の割合(売上総利益率)はマイナス7.7%から31.2%と選定する業務によって大きな差があり、委託業務のうち番組制作については当該調査が行われておらず、当該調査を1度も実施していない関連団体が4団体見受けられた。また、実績原価調査を行った翌年度にも同内容の契約を締結していて比較が可能な契約のうち、売上総利益率が業務委託費の算定に協会が適用している管理費率を大きく上回る20%以上となっている24年度実施1件、25年度実施1件、26年度実施3件について調査実施の

翌年度の契約をみたところ、業務委託費の積算等の見直しが行われていない状況となっていた。

協会は、管理費率について各関連団体の経営状況を検証し、必要に応じて見直すとしているが、一部を除き長期間にわたって見直されておらず、協会が27年度における管理費率を設定した根拠は明らかでない状況となっている。

ウ 協会における関連団体との取引による副次収入の状況

17年度から27年度までの間の協会における関連団体との取引による副次収入は56億円から73億円の間に推移していて、協会における副次収入全体の7割から8割を占めている。

協会において、二次使用料率自体の見直しを行っていたものはなく、二次使用料について、実際にその算定方法が妥当なものとなっているかの判断は依然として困難な状況である。

エ 関連団体との取引における関係規程類

放送法第20条第2項に定める任意業務の委託に関する事務手続等については、28年7月現在においても業務委託基準の適用範囲に含まれておらず、委託に関する他の関係規程類においても明文化されていない状況となっている。

(2) 関連団体の剰余金及び協会に対する配当の状況

ア 関連団体の剰余金の状況

関連団体の27年度末における剰余金に相当する額をみると、子会社13社の利益剰余金は計948億円、関連会社4社の利益剰余金は計150億円、日本放送協会健康保険組合を除く関連公益法人等8団体の一般正味財産期末残高等は計153億円となっている。

子会社の目的積立金のうち事業維持積立金の積立額をみると、19年度末に計517億円が積み立てられており、20年度以降も積増しが行われ、27年度末で計658億円となっている。事業維持積立金の要積立額について子会社の最低保有資金の算定方法が資金の受払の実状を考慮したものとなっていないと史料されたり、子会社から協会に報告される最低保有資金の額について根拠が明確に示されずに報告されているため協会において検証することが困難となっているものが見受けられたりした。

また、27年度末には子会社7社が事業維持積立金以外の目的積立金を計22計上し、その総額は計153億円となっている。27年度末で積み立てられている目的積立金は、目的に係る具体的な計画等が明確にされておらず、その目的が具体化される見込みのないまま積み立てられるなどしてから同額が留保され続けているものが見受けられ、8年以上同額が留保され続けているものが3積立金ある。協会は、目的積立金が新設される場合は事前に報告を受けるなどしているが、目的積立金の必要性や要積立額の妥当性の検証が十分に行われていない積立金が見受けられた。

さらに、用途を特定しないで積み立てられている別途積立金をみると、27年度末に子会社3社で計4億円が積み立てられている。

イ 協会に対する配当の状況

協会は、19年12月に、原則として、子会社の配当額は当該期純利益の35%相当額を下限とすることなどを定めた新しい配当の指針を制定した。子会社の配当については、関連団体運営基準(運営基準)に基づき、協会と子会社との間で事前に協議を行うこととなっている。

子会社の配当額をみると、18年度決算に基づく配当は計33億円、19年度決算に基づく配当は計73億円、23年度決算に基づく配当までは計30億円前後、24年度決算に基づく配当から26年度決算に基づく配当までは計20億円台で推移し、27年度決算に基づく配当は計72億円に大きく増加している。これらの配当のうち、持株比率に基づく協会の受取配当額は、19年度決算に基づく配当が計53億円と最も多く、26年度決算に基づく配当が計13億円と最も少なくなっている。

子会社における普通配当の額は、21年度決算に基づく配当からは計20億円を超える状況が続いていて、27年度決算に基づく配当は計21億円となっている。普通配当の配当性向をみると、20年度決算に基づく配当以降は当該期純利益の35%以上の配当がおおむね実施されている。

子会社の特例配当については、17年度決算に基づく配当から23年度決算に基づく配当までの

7か年度の間計156億円が各子会社から配当された。そして、24年度決算に基づく配当以降は、協会は、子会社に特例配当の要請を行っておらず、子会社の特例配当は26年度決算に基づく配当までの3か年度は実施されていなかった。その後、27年度決算に基づく配当において、協会は、4年ぶりに子会社4社に計51億円の特例配当を要請し、このうち38億円を受け取った。

24、25両年度決算に基づく配当において子会社に特例配当を要請しなかったことについて、協会は、子会社が自社株式を買い取ることに優先的に剰余金を使わせたことなどを考慮したためとしている。また、26年度決算に基づく配当において子会社に特例配当の要請を行わなかったことについて、協会は、従来、関連団体が放送センターの近隣に共同でビルを購入するなどの構想が協会内にあり、一方、当時は協会本部が所在する放送センターの建て替え場所の検討途中であり、この決定までは利益剰余金の規模を小さくすることになる特例配当の要請について消極的に判断したためとしている。しかし、この判断は、23年度決算に基づく配当以降、協会において、特例配当についての定めや経営計画の中で具体的な配当額を示すことがなくなった状況の中で、子会社による明確な投資計画が示されないまま、具体的な目的に係る目的積立金として積み立てるなどすることなく行われたものである。

関連会社の配当をみると、株式会社放送衛星システムは21年度決算に基づく配当以降毎年度実施している一方、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズは20年度以降実施していない状況となっている。

ウ 子会社の利益剰余金と協会に対する配当の関連性

協会は、24年度決算に基づく配当以降、3か年度にわたって特例配当の要請を行っておらず、子会社が特例配当を実施していないことなどが、近年の子会社の利益剰余金増加の一因となっていると思料される。協会によると、27年度決算に基づく配当の要請時における配当可能額は、必要運転資金について事業維持積立金の要積立額の算定においては原則として3か月分にしていただいたものを1.5か月分にしたり、事業維持積立金以外の目的積立金について考慮しなくなったりしたことにより、現金預金残高等の状況を考慮する前の計算で子会社9社で計294億円となるとしている。協会は、26年度決算に基づく配当までの3年間に特例配当を要請しなかったなどのため、27年度末で計948億円に上った子会社の利益剰余金から、27年度決算に基づく配当において、単年度で計72億円(このうち協会の受取額は計51億円)に上る配当の要請を行うことになった。

(3) 関連団体の不適正経理の再発防止に向けた指導・監督の状況

ア 不適正経理の再発防止に向けた関連団体の取組

関連団体は、近年相次いだ不適正経理の発覚を受けて、協会の指導・監督等に基づき、種々の取組を行っている。協会が把握している関連団体における旅費の領得については、証ひょう等による事後的な確認が十分でなかったために発生したものであるが、協会においては過去の不適正経理を受けて旅費を原則事後精算とすることと定めて以降、同様の不適正経理は発覚していない。また、不適正経理のほとんどは関連団体の自主事業において生じた事態である。

関連団体26団体における内部監査部局の設置状況を確認したところ、28年12月末時点で、子会社12社において内部監査部局又は社長直属の内部監査担当者を設置していた。一方、関連公益法人等9団体において内部監査部局を設置している団体は2団体となっていた。関連団体における不適正経理の概要等と関連団体の内部監査部局の設置状況との関連性をみると、不適正経理が発覚した時点において内部監査部局が設置されていなかったり、内部監査部局が設置された後も、会社の担当取締役が社内調査の結果を十分に活用しなかったことなどから、税務調査で指摘されるまで不適正経理を発見することができていなかったりしていた。

また、海外の法人2団体を除く全ての団体において、毎年度の決算等について監事又は監査役による監査が行われていた。そして、4団体では、上記の監査に加え、外部の監査法人等を会計監査人とする監査が義務付けられており、27年度は、当該4団体において監査が行われていた。

さらに、協会は、25年10月に、新たに「NHKグループ通報制度規程」を定めた。これにより、総

合リスク管理室(28年3月以降はリスク管理室。「リスク管理室」)は、通報された内容について判断した上で更なる事実調査等の対応をすることとなった。

イ 不適正経理の再発防止に向けた協会の取組

(ア) 協会の不適正経理に係る取組

20年4月に、放送法等の一部を改正する法律が施行され、協会に役員職務の執行を監査する監査委員会を置くこととされたほか、協会は、経営委員会による内部統制関係議決に基づいてリスクマネジメント委員会及びリスク管理室を設置するなど、協会における不適正経理の再発防止に向けた体制整備を行った。これらの取組にもかかわらず、不適正経理が発覚しており、過去に不適正経理を踏まえて経理適正化策を講じたものについても、更なる不適正経理が生じたことを受けて、更に厳格な手続等を定めるなどしている状況であった。

(イ) 関連団体の不適正経理に係る協会の取組

協会は、関連団体の事業運営に対する指導・監督について、監査委員会、リスクマネジメント委員会、リスク管理室、内部監査室、関連事業局等が関連団体に対して行う調査や日常の業務上の情報交換、指示等を通じて行っているとしている。また、協会は、関連団体における不適正経理の再発防止のため次のような取組を行っている。

- a 内部監査室は、運営基準に基づく指導・監督に必要な事項についての調査を20年度から行っているが、26年度までは関連団体の自主事業については調査の対象としていなかった。
- b 協会は、関連団体における不適正経理の発覚を受けて緊急調査チームを編成し、自主的に関連団体に対する調査を実施している。このうち、NHK関連団体ガバナンス調査委員会による調査及びアドバイザー・サービス契約に基づく調査において、調査に係る契約及び当該契約に関する支出について不透明な点が見受けられたり、計算証明規則等に基づく証拠書類の提出漏れが生じたりしていた。
- c 協会は、26年9月から27年3月にかけて、子会社に規程類のひな形を示してその整備を支援し、全ての子会社が、27年6月までに、上記のひな形に準じて規程を定めていた。また、協会は、関連団体における内部監査体制の構築に向けて内部監査関係の規程を整備させるなどの支援を行ったが、一部の団体においては内部監査部局が設置されていない。
- d 協会は、27年11月に発覚した株式会社NHKアイテックの不適正経理等を踏まえるなどして、28年3月に「NHKグループ経営改革」の取り組みを公表するなどしている。

関連団体における不適正経理の発生並びに協会及び関連団体における主な取組の状況をみると、協会の取組はおおむね25年以降に開始されており、関連団体においても経理適正化策を実施したり体制整備を進めたりしたが、それにもかかわらず、不適正経理は依然として生じている。

3 検査の結果に対する所見

(1) 関連団体との取引

ア 関連団体との契約については、関連団体は協会の業務を補完・支援して効率的に業務を進める目的で設立されており、単純に競争性のある契約方式に移行するのは難しい業務も多いが、業務を切り出すなどして競争性のある契約への移行が可能なものが見受けられることから、今後とも業務内容の勘案・検証を行った上で、競争性のある契約への移行をより積極的に進めていくこと

イ 協会が関連団体に業務委託を行っているものの中には、委託業務従事者に指定された出向者の人件費相当額については、当該出向者の給与等を業務委託費として支払っているに等しい仕組みとなっていることを踏まえると、経費節減には結び付いていないと思料されるものが見受けられることから、関連団体へ業務委託する必要性を適切に検討すること

ウ 業務委託額の妥当性の検証は、実績原価調査の対象とする契約について調査の必要性を十分に検討した上で適切に選定を行うほか、その実施した調査の結果が業務委託費の積算等の見直しに結び付いていないものもあることから、実績原価の確認の結果を適切に反映し、業務委託

額の削減等に努めること

- エ 関連団体への業務委託費の算定に用いる管理費率については、一部を除き長期間にわたって見直されておらず、管理費率を設定した根拠が明らかでないことから、関連団体の経営状況を定期的に検証するなどして、必要に応じて管理費率を見直すこと
- オ 副次収入のうち二次使用料については、その算定方法が妥当なものとなっているかの判断は依然として困難な状況であることから、二次使用料の算定方法の検証を可能な限り進めていくこと
- カ 関連団体との取引における関係規程類については、任意業務の委託に関する事務手続等が業務委託基準の適用範囲に含まれておらず、委託に関する他の関係規程類においても明文化されていない状況となっていることから、関係規程類を速やかに定めて適切に運用すること

(2) 関連団体の剰余金及び協会に対する配当

- ア 子会社の事業維持積立金が増加していることが利益剰余金全体の増加につながっているため、適正な配当を実施させる点からは、事業維持積立金の額が妥当であることが重要であることから、子会社が行う事業維持積立金の算定の基礎となる最低保有資金の額の根拠を明確にさせ、子会社から協会への報告に基づいて検証を十分に行うなどして、最低保有資金の額の適正化を図り、子会社の事業維持積立金の必要以上の増加を抑制すること
- イ 子会社の目的積立金の必要性等が適切に検証できるよう、子会社に対して、投資計画等を適切に定めさせたり、必要性の乏しい目的積立金及び別途積立金について、取り崩して配当財源に充てるなどの活用方法を検討させたりするよう指導すること
- ウ 普通配当の要請を行うことに加えて、特例配当の要請の要否の決定方法、配当額の算定方法の考え方を定めることなどにより、透明性を確保した上で、適切な特例配当の要請を行うことを検討すること。また、子会社の利益剰余金の過度な増加につながることはないよう、子会社との取引に際して、引き続き、子会社が協会との取引において計上する利益に留意するとともに、毎年度、子会社の利益剰余金の状況を把握し、利益剰余金の適切な規模について検証し、特例配当を要請するなど、子会社の利益剰余金額を適切な規模とするための指導・監督を適切に実施していくこと

(3) 関連団体の不適正経理の再発防止に向けた指導・監督

- ア 協会及び関連団体において共通する業務に関する経理適正化策については業務に応じて共通して適用するなどし、関連団体の自主事業を含めた事業全般を対象として、関連団体に対する指導・監督を更に徹底していくこと
- イ 関連団体の内部監査の機能が確保され、その結果が十分に活用されるよう積極的に指導・監督するとともに、関連団体における監事又は監査役による監査及び監査法人による監査について引き続き実施状況の把握及び必要に応じた指導・監督に努めること、また、関連団体における不適正経理の再発防止に向けた体制整備について、事業の規模や内容の違いを踏まえつつ可能な限り協会と同水準で実施されるよう、関連団体に対する指導・監督を更に徹底していくこと
- ウ 今後、関連団体に関する調査等を行う際には、調査に係る契約及び当該契約に関する支出について不透明な点が生ずることのないよう、規程等を遵守し、その経費の支出に際しては、事後的に十分に検証できるような方法で行うなどとする対応策について継続的に取り組んでいくこと、また、計算証明規則等に基づき証拠書類を遺漏なく提出すること

本院としては、協会の関連団体との取引の状況、関連団体の剰余金及び協会に対する配当の状況、関連団体の不適正経理の再発防止に向けた各種施策の状況について検査していくとともに、協会における関連団体の事業運営に対する指導・監督が適切に行われているかについて、今後も引き続き検査していくこととする。